



大津市公報

令和5年12月28日
号外(第69号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

- 96 大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 97 大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

○ 告 示

- 334 大津市民会館の指定管理者の指定について…………… 5
- 335 大津市大谷乗馬場の指定管理者の指定について…………… 5
- 336 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センターの指定管理者の指定について…………… 5
- 337 大津市おごと温泉観光公園の指定管理者の指定について…………… 5
- 338 大津祭曳山展示館の指定管理者の指定について…………… 5
- 339 大石緑地スポーツ村(一部を除く。)の指定管理者の指定について…………… 6

○ 教 育 委 員 会 告 示

- 7 大津市立大津公民館の指定管理者の指定について…………… 6

規 則

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和5年12月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第96号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則(昭和37年規則第14号)の一部を次のように改正する。

第14条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第14条の4 条例第23条の4第1項に規定する出産被保険者に係る届書は、産前産後期間に係る国民健康保険料減額届出書(様式第17号の3)とする。

様式第17号(表)中「保険証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第17号の2の次に次の1様式を加える。

様式第17号の3 (第14条の4関係)

産前産後期間に係る国民健康保険料減額届出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

納付義務者 (世帯主) 被保険者番号

住 所

氏 名

電話番号

大津市国民健康保険条例第18条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

納付義務者 (世帯主)	生年月日	年 月 日
	個人番号	
出産被保険者 (出産する方)	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ (出産する方が世帯主の場合)	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
	個人番号	
出産予定日又は出産日	出産予定日	年 月 日
	出産日	年 月 日
単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	

注) 1 この届出書は、出産予定日の6月前から提出することができます。

2 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料減額の届出をされた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。

3 届出に当たっては、次に掲げる書類を添付してください。

ア 母子健康手帳などの出産予定日又は出産日が確認できる書類 (表紙と該当箇所の写し)。なお、出産後の届出の場合は、出生証明書等の出産日及び親子関係が確認できる書類

イ 単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際限にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則様式第17号により調製した国民健康保険料に係る所得申告書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第97号

大津市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

大津市医療費助成条例施行規則（昭和49年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を次のように改める。

（条例第2条第1項第4号の規則で定める者）

第2条の3 条例第2条第1項第4号の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 条例第2条第1項第4号ア、イ又はカに掲げる者に該当する者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害程度等級表」という。）の3級に該当し、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この号において「政令」という。）第6条第3項に定める2級に該当する者（20歳に達する日の属する月の末日を経過した者に限る。）

ウ 児童福祉法第12条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知的障害の程度が重度と判定された者

エ 児童相談所又は更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の3級に該当する者

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が政令第6条第3項に定める2級に該当する者

オ 条例第2条第1項第4号オに掲げる者、身体障害者手帳の交付を受け、障害程度等級表の3級に該当する者（20歳に達する日の属する月の末日を経過していない者に限る。）又は児童相談所若しくは更生相談所において知的障害の程度が中度と判定された者（エ(ア)及び(イ)に掲げる者に該当する者を除く。）

(2) 前号アからエまでのいずれかに該当する場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 主として自らの収入によって生計を維持する者であって、前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。）第52条の表第6条の4第1項下欄に規定する額を超えるもの

イ 主として配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の収入によって生計を維持されている者であって、当該配偶者又は扶養義務者が本市又は滋賀県外の市町村の区域内に住所を有するもの。ただし、他の市町村から医療費の助成を受けることができる者を除く。

第2条の6第1号中「第1号イ」を「同条第2号イ」に改め、同条第2号中「特例対象障害者」を「者（第2条の3第1号アからエまでに掲げる者に限る。）」に改める。

第3条第1項中「児童」を「児童等」に改める。

第4条中「様式第2号の2の2」の次に「又は様式第2号の2の3」を加える。

第5条第1項及び第6条第1項中「児童」を「児童等」に改める。

様式第1号中「・精神」の次に「・精神通院」を加える。

様式第1号の2中「子ども医療用」を「子ども医療・高校生世代用」に改める。

様式第2号の2の2の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2の3 (第4条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効			
㊦ 福祉医療費受給券 (高校生世代)			
福祉番号		受給者番号	
受給者	居住地		
	氏名		
	生年月日	年	月 日
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで
発行機関の長及び印	滋 賀 県 大津市長		
交付年月日		年	月 日
自己負担金	有	大津市医療費助成条例別表に定める自己負担金が必要です。 入院：1日当たり1,000円 (月額14,000円限度) 通院：1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない。)	

(裏)

注意事項

- この券は、県内の保険医療機関等で医療を受けたとき、医療費の自己負担相当分（大津市医療費助成条例別表に定める自己負担金を除く。）を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等で受診するときは、必ずこの券を提示してください。
- この券の記載事項に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出るとともに、受診中の医療機関等にも届け出てください。
- この券を破損し、汚損し、又は亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 市外に転出するなど、受給者（助成対象者）の資格がなくなったときは、この券を速やかに市長に返してください。ただし、有効期間が満了したときは、この券を処分することができます。
- この券では、予防接種、健診、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代及び室料差額等の経費は、公費負担されません。
- この券は、他人に譲り渡すことはできません。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に交付されている改正前の大津市医療費助成条例施行規則様式第1号及び様式第1号の2により調製した申請書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示**大津市告示第334号**

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 公の施設の名称 大津市民会館
- 指定管理者の名称及び所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
- 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

大津市告示第335号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 公の施設の名称 大津市大谷乗馬場
- 指定管理者の名称及び所在地 大津市大谷町1番1号 大津市乗馬連盟 会長 中江 忠洋
- 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

大津市告示第336号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 指定管理者の名称及び所在地 大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

大津市告示第337号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 公の施設の名称 大津市おごと温泉観光公園
- 指定管理者の名称及び所在地 大津市雄琴六丁目5番1号 おごと温泉旅館協同組合
- 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

大津市告示第338号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津祭曳山展示館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 大津市中央一丁目2番28号 特定非営利活動法人大津祭曳山連盟
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

大津市告示第339号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大石緑地スポーツ村（一部を除く。）
- 2 指定管理者の名称及び所在地 おおつ協会都市公園グループ（大石）
構成団体 大津市浜大津四丁目1番1号 公益財団法人大津市公園緑地協会
大阪市天王寺区烏ヶ辻1丁目2番16号 ゼット株式会社
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第7号

次のとおり指定管理者を指定したので、大津市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成25年条例第19号）第10条の規定により告示する。

令和5年12月28日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

- 1 公の施設の名称 大津市立大津公民館
- 2 指定管理者の名称及び所在地 東京都千代田区神田小川町一丁目2番地 株式会社ケイミックスパブリック
ビジネス
- 3 指定管理者の指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで